

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について

医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2の規定による臨床研修をより効果的なものとするため、臨床研修指定病院等における研修環境整備の一環として研修医の宿舍整備を図ることを目的とし、別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」により平成14年2月8日から行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。

医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、少子・高齢化社会に対応する医療提供体制の整備を図るため、臨床研修医の研修環境整備の一環として宿舍整備を行うことにより、効果的な臨床研修の実施ができる体制を整備し、医師の資質の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。)とする。

3 整備内容

臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の工事費